

(証券コード 9849)
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都台東区北上野一丁目9番12号
株式会社 共同紙販ホールディングス
代表取締役社長 郡 司 勝 美

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 「Room 4」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kyodopaper.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年 4月1日)
(至 平成28年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策や金融政策の継続により、企業業績や雇用環境の改善など全体として緩やかな景気回復基調で推移しましたが、中国をはじめとした新興国経済の減速、個人消費の低迷など、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループは、国内紙需要の低迷に加え市況の軟化という大変厳しい環境のもと、適正価格販売を主眼に紙卸商の本分である小口の商売を大切に販売活動を展開してまいりました。

その結果、販売数量減により売上高は減収となりましたが、利益面につきましては、小口ながら高収益商品の販売に注力したことと、固定費の削減効果により、営業利益、経常利益ともに回復することができました。

当連結会計年度の業績は、売上高16,098百万円（前期比690百万円減）、営業利益17百万円（前期は営業損失69百万円）、経常利益46百万円（前期は経常損失15百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は44百万円（前期比13百万円減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 洋紙卸売事業

当セグメントにおきましては、売上高は15,963百万円（前期比677百万円減）となり、セグメント利益（営業利益）は288百万円（前期比55百万円増）となりました。

② 不動産賃貸事業

当セグメントにおきましては、売上高は125百万円（前期比1百万円減）となり、セグメント利益（営業利益）は46百万円（前期比1百万円増）となりました。

③ 物流事業

当セグメントにおきましては、売上高は276百万円（前期比25百万円増）となり、セグメント利益（営業利益）は11百万円（前期は6百万円の損失）となりました。

当社グループの商品売上高を品目別にみますと、印刷用紙につきましては、数量では68,298トン、売上高は9,881百万円、情報用紙につきましては、数量では33,340トン、売上高は6,081百万円、その他につきましては、売上高は135百万円となりました。

当社グループの商品別の販売数量、売上高

(単位：数量トン、金額千円)

期 別 品 目		前連結会計年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)		比較増減
			構 成 比		構 成 比	
印 刷 用 紙	数 量	76,904	69.8%	68,298	67.2%	△11.2%
	金 額	10,612,795	63.2	9,881,807	61.4	△6.9
情 報 用 紙	数 量	33,243	30.2	33,340	32.8	0.3
	金 額	6,027,385	35.9	6,081,285	37.8	0.9
そ の 他	金 額	148,549	0.9	135,349	0.8	△8.9
合 計	数 量	110,147	100.0	101,638	100.0	△7.7
	金 額	16,788,729	100.0	16,098,441	100.0	△4.1

(注) 「その他」は不動産賃貸、保管、加工および配送等による収入額を記載しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループの位置する国内紙卸商業界を取り巻く環境は、需要の減少が止まらず、電子化による紙離れによって販売数量が前年を割る厳しい状況にあります。

また、卸商が得意とする小口需要に対するきめ細かい販売領域も、近年下降の一途にあります。

当社グループは、目標とする経営指標を達成し、生き残りをかけた強固な経営組織・経営体制の改革を図り、この厳しい環境の中、堅実な経営を貫いてまいります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	決 算 期	第62期 (24.4～25.3)	第63期 (25.4～26.3)	第64期 (26.4～27.3)	第65期 (27.4～28.3) (当連結会計年度)
売 上	(千円) 高	17,483,177	17,708,335	16,788,729	16,098,441
経常利益又は経常損失	(千円) (△)	208,148	154,227	△15,078	46,287
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	174,690	84,641	57,748	44,073
1株当たり当期純利益	(円)	26.30	12.75	8.70	6.64
総 資 産	(千円) 産	9,771,149	9,485,054	9,266,988	8,802,950
純 資 産	(千円) 産	3,040,001	3,123,900	3,139,735	3,137,451

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
関 東 流 通 株 式 会 社	480,000千円	100%	紙の保管・加工・配送
ファイビストオフィス株式会社	500千円	20%	洋紙卸売

(注) 1. ファイビストオフィス株式会社の持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 持分法適用会社

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、洋紙の販売を主たる業務としております。

当社が洋紙を顧客へ販売しており、関東流通株式会社が当社を含む顧客商品の保管・加工・配送を行っております。

また、当社はファイビストオフィス株式会社を通じて特殊紙等を仕入れております。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

当 社	本社：東京都台東区
	支店：北関東（埼玉県深谷市）、大阪（大阪府東大阪市）、名古屋（愛知県名古屋市）、福岡（福岡県福岡市）、仙台（宮城県仙台市）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
関東流通株式会社（子会社）	本社：埼玉県戸田市

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
洋紙卸売事業	132名	9名減
不動産賃貸事業	0	－
物流事業	13	1名増
全社（共通）	12	3名減
合計	157	11名減

(注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	11名減	45.7歳	19.9年

(注) 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業員数であります。

- (10) **主要な借入先の状況**（平成28年3月31日現在）
該当事項はありません。

- (11) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。

- (12) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。

- (13) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

- (14) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。

- (15) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- | | |
|------------|--------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,634,632株 |
| | (自己株式718,811株を除く。) |
| ③ 株主数 | 1,653名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 製 紙 株 式 会 社	1,264	19.06
日 本 紙 通 商 株 式 会 社	783	11.81
日 本 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	715	10.78
国 際 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	441	6.65
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	182	2.74
巢 鴨 信 用 金 庫	180	2.71
林 い く 子	172	2.60
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	131	1.99
郡 司 光 太	106	1.60
新 生 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	105	1.59

- (注) 1. 上記株主以外として、当社は自己株式718,811株を所有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、日本製紙株式会社の株式43,100株（出資比率0.04%）を所有しております。
3. 当社は、株式会社三井住友銀行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式1,260株（出資比率0.00%）を所有しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	郡 司 勝 美	関東流通㈱代表取締役社長
代表取締役	早 川 光 明	専務執行役員全店営業統括
取締役	木 村 純 也	常務執行役員管理本部長
取締役	金 谷 吉 之 助	常務執行役員洋紙本部長
取締役	酒 井 邦 雄	常務執行役員情報用紙本部長
取締役	川 島 英 明	弁護士（川島法律事務所代表）
取締役	川 又 肇	
常勤監査役	坂 本 浩 紀	
監査役	金 子 知 生	日本製紙㈱企画本部長付部長
監査役	岡 島 徹	日本紙通商㈱参与仕入物流本部長

- (注) 1. 取締役 鈴木耕一郎氏は、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 川又 肇氏は、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役 石塚保夫氏は、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 監査役 金子知生氏は、平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役 川島英明氏および川又 肇氏は社外取締役であります。
なお、当社は取締役 川島英明氏および川又 肇氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役 金子知生氏および岡島 徹氏は社外監査役であります。
7. 社外取締役 川島英明氏および川又 肇氏、社外監査役 金子知生氏および岡島 徹氏と当社の取引関係はありません。
8. 平成28年4月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・代表取締役 早川光明氏は、専務執行役員全店営業統括から専務執行役員東日本営業統括兼本店洋紙本部長兼業務本部長に就任いたしました。
 - ・取締役 金谷吉之助氏は、常務執行役員洋紙本部長から常務執行役員西日本営業統括兼大阪支店長に就任いたしました。
 - ・取締役 酒井邦雄氏は、常務執行役員情報用紙本部長から常務執行役員中部・東北営業統括兼情報用紙本部長に就任いたしました。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 川島英明氏は、川島法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と川島法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 川又 肇氏は、他の法人等との兼職はありません。
- ・監査役 金子知生氏は、日本製紙株式会社の従業員を兼務しております。なお、当社は日本製紙株式会社の持分法適用関連会社であります。
- ・監査役 岡島 徹氏は、当社の主要株主である日本紙通商株式会社の従業員を兼務しております。なお、当社は日本紙通商株式会社との間に商品仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 島 英 明	当事業年度開催の取締役会16回のうち14回出席し、弁護士としての立場から、議案・審議等につき、発言を行っております。また、日常的にも、必要に応じて、他の取締役に対して助言し、意見交換をする等の活動を行っております。
取 締 役	川 又 肇	就任後開催の取締役会12回のうち12回に出席いたしました。議案・審議等につき、発言を行っております。また、日常的にも、必要に応じて、他の取締役に対して助言し、意見交換をする等の活動を行っております。
監 査 役	金 子 知 生	就任後開催の取締役会12回のうち8回出席し、監査役会12回のうち8回に出席いたしました。議案・審議等につき、発言を行っております。また、日常的にも、必要に応じて、他の監査役に対して助言し、意見交換をする等の活動を行っております。
監 査 役	岡 島 徹	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。議案・審議等につき、発言を行っております。また、日常的にも、必要に応じて、他の監査役に対して助言し、意見交換をする等の活動を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額であります。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	86,700千円（うち社外取締役2名6,900千円）
監 査 役	1名	10,395千円
合 計	9名	97,095千円（うち社外取締役2名6,900千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の定時株主総会決議において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。また別枠で、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額13,000千円以内（社外取締役を除く。）と決議をいただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の定時株主総会決議において年額12,000千円以内と決議をいただいております。また別枠で、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額2,000千円以内（社外監査役を除く。）と決議をいただいております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 永和監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額は区分できず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で決議し取り組んでおります。

- ① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制
 - a. 取締役会は、コンプライアンス体制にかかる行動規範を制定し、取締役および使用人が法令・定款、社会規範を遵守した行動をとるとともに、社内へその内容を周知徹底しております。
 - b. 内部統制室の内部監査人が監査役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、問題点の把握と分析を行い、代表取締役社長に報告しております。
 - c. 代表取締役社長は、内部統制室の内部監査人の報告を受け、問題点に対する適切な措置を講じ、取締役会への報告または取締役会の承認を受けております。
 - d. 使用人が、業務上・法令上疑義のある行為等について発見した場合、ヘルプライン規則に基づき直接情報提供を行っております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a. 管理本部担当役員は、文書管理規程に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存しております。
株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関する会議議事録、取締役を最終決裁者とする起案書・契約書、その他文書管理規程に定める文書類
 - b. 前項に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理基本規程および危機管理細則を定め、リスク管理体制を構築しております。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として経営に関する会議を週1回開催し、営業状況の実務的な検討等、経営環境の変化への対応と迅速な意思決定ができる体制をとっております。
 - b. 取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定めております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - a. 共同紙販ホールディングス行動規範をグループ会社も共有しております。
 - b. グループ会社は定期的に常勤取締役に業務報告を行っております。
 - c. 内部統制室の内部監査人はグループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
- ⑥ 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、そのための使用人を置くこととし、その人事については取締役と監査役が協議のうえ行うこととしております。
 - b. 監査役の補助者の人事異動・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得なければならないものとしております。
- ⑦ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席しております。
 - b. 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社またはグループ会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況およびその内容について速やかに報告するものとしております。
 - c. 監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、取締役および使用人に報告を求めることができることとしております。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、必要に応じて取締役および使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ適宜に意見交換会を開催しております。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および排除に向けた体制
- a. 共同紙販ホールディングス行動規範において、反社会的勢力および団体との関係拒絶について明記し、断固とした姿勢で臨むことを基本方針としております。
 - b. 反社会的勢力からの不当要求に対する窓口を総務人事部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努める。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」および「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

運用状況につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、各部署において適切な運営に努めており、監査役会と内部統制室が緊密な連携を取ることによって、十分なモニタリングに努めております。また、週1回開催される経営戦略会議において継続的に経営上のリスクを検討し、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様のご期待に応えるため、経営基盤の強化と収益力の向上に努めてまいります。利益配分につきましては、業績状況を勘案した上で可能な限り安定した配当を維持していく方針であります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本としておりますが、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきます。

なお、期末配当金は平成28年6月30日からお支払いいたします。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,443,446	流 動 負 債	5,300,718
現金及び預金	248,916	支払手形及び買掛金	5,099,300
受取手形及び売掛金	3,780,163	賞与引当金	30,244
商 品	844,954	そ の 他	171,174
未 収 入 金	525,989	固 定 負 債	364,779
そ の 他	44,931	退職給付に係る負債	329,809
貸倒引当金	△1,508	繰延税金負債	1,822
固 定 資 産	3,359,503	そ の 他	33,147
有 形 固 定 資 産	2,244,787	負 債 合 計	5,665,498
建物及び構築物	1,030,758	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	27,185	株 主 資 本	3,217,763
土 地	1,178,095	資 本 金	2,381,052
そ の 他	8,746	資 本 剰 余 金	776,560
無 形 固 定 資 産	507,792	利 益 剰 余 金	320,729
の れ ん	478,285	自 己 株 式	△260,579
ソ フ ト ウ エ ア	29,507	その他の包括利益累計額	△81,169
投資その他の資産	606,923	その他有価証券評価差額金	△81,169
投資有価証券	315,972	非支配株主持分	857
出 資 金	215,341	純 資 産 合 計	3,137,451
そ の 他	75,609	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,802,950
資 産 合 計	8,802,950		

連結損益計算書

(自 平成27年 4月1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,098,441
売上原価	14,118,999
売上総利益	1,979,442
販売費及び一般管理費	1,962,208
営業利益	17,233
営業外収益	41,589
受取利息	62
受取配当金	19,654
貸倒引当金戻入額	7,396
保証債務の取崩額	1,648
その他	698
営業外費用	12,129
支払利息	12,536
売却損	471
その他	8,732
経常利益	3,331
特別利益	46,287
特別売却益	34,996
固定資産売却益	16,693
投資有価証券売却益	18,302
特別損失	15,599
固定資産除却損	225
特別退職金	14,342
事業所移転費用	1,031
税金等調整前当期純利益	65,684
法人税、住民税及び事業税	21,758
法人税等還付税額	△0
法人税等調整額	△228
法人税等合計	21,530
当期純利益	44,153
非支配株主に帰属する当期純利益	79
親会社株主に帰属する当期純利益	44,073

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月1日
至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,381,052	776,560	309,838	△259,841	3,207,610
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△33,182		△33,182
親会社株主に帰属する 当期純利益			44,073		44,073
自己株式の取得				△738	△738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	10,891	△738	10,152
当 期 末 残 高	2,381,052	776,560	320,729	△260,579	3,217,763

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△68,651	△68,651	777	3,139,735
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△33,182
親会社株主に帰属する 当期純利益				44,073
自己株式の取得				△738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,517	△12,517	79	△12,437
当期変動額合計	△12,517	△12,517	79	△2,284
当 期 末 残 高	△81,169	△81,169	857	3,137,451

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 2社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 関東流通株式会社
ファイビストオフィス株式会社 |

2. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、親会社の建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～49年
機械装置及び運搬具	4～12年
その他	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上していません。

- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法 当社および一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) のれんの償却方法および償却期間 のれんは20年間の定額法により償却しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
- ② 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および 「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産	出資金	213,551千円
② 担保に係る債務	買掛金	143,757千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		1,888,986千円
(3) 貸倒引当金直接控除額		
投資その他の資産		20千円
(4) 受取手形裏書譲渡高		132,396千円
(5) 手形債権流動化による譲渡高		1,300,037千円
(6) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金		
未収入金		387,916千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,353,443		—		—	7,353,443

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	716,954		1,857		—	718,811

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,857株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	33,182	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

- ・取締役会決議日 平成28年5月10日
- ・配当金の総額 33,173千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5.00円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に洋紙の卸売事業を行うための資金計画等に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入および手形債権流動化により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係る管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、内部統制室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表額により表わされています。

② 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金のうち一部は短期プライムレートに連動しており、たえず、金利動向を把握し、残高を管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	248,916	248,916	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,780,163	3,780,163	—
(3) 未収入金	525,989	525,989	—
(4) 投資有価証券	279,672	279,672	—
資産計	4,834,741	4,834,741	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,099,300	5,099,300	—
負債計	5,099,300	5,099,300	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	36,300
出資金	215,341

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、含めておりません。

V. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の倉庫（土地を含む）等を有しております。

平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は14,772千円（賃貸収入は売上に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
968,496	△110,115	858,380	671,898

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産価格査定書に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

VI. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 472円76銭

(2) 1株当たり当期純利益 6円64銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,418,848	流 動 負 債	5,452,828
現金及び預金	223,571	支払手形	163,888
受取手形	904,290	買掛金	4,927,690
売掛金	2,867,472	関係会社短期借入金	153,000
商品	844,954	未払金	19,611
前払費用	39,776	未払費用	72,585
未収入金	533,080	未払法人税等	29,130
その他の	7,211	前受金	4,564
貸倒引当金	△1,508	預り金	14,250
固 定 資 産	3,575,291	賞与引当金	26,244
有 形 固 定 資 産	2,237,243	その他の	41,862
建物	1,025,345	固 定 負 債	348,466
構築物	5,386	退職給付引当金	315,428
機械及び装置	18,148	預り保証金	15,800
車両及び運搬具	1,520	資産除去債務	8,482
器具及び備品	8,746	繰延税金負債	1,822
土地	1,178,095	その他の	6,932
無 形 固 定 資 産	507,792	負 債 合 計	5,801,294
のれん	478,285	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	29,507	株 主 資 本	3,274,015
投 資 其 他 の 資 産	830,255	資 本 金	2,381,052
投資有価証券	315,972	資 本 剰 余 金	776,560
関係会社株式	223,332	その他資本剰余金	776,560
関係会社長期貸付金	213,551	利 益 剰 余 金	376,981
出資金	1,790	利 益 準 備 金	22,502
その他の	75,609	その他利益剰余金	354,479
資 産 合 計	8,994,140	繰越利益剰余金	354,479
		自 己 株 式	△260,579
		評価・換算差額等	△81,169
		その他有価証券評価差額金	△81,169
		純 資 産 合 計	3,192,846
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,994,140

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 平成27年 4月1日
至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
高 価 上 原 価 売 上 売 上 総 利 益	16,089,012
原 価	14,133,283
売 上 総 利 益	1,955,729
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,943,382
営 業 利 益	12,346
営 業 外 収 益	34,594
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,688
設 備 賃 貸 料	7,396
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,648
保 証 債 務 取 崩 額 他	698
そ の 他	11,162
営 業 外 費 用	14,799
支 払 利 息	2,734
手 形 売 却 損 他	8,732
そ の 他	3,331
経 常 利 益	32,141
特 別 利 益	34,437
固 定 資 産 売 却 益	16,134
投 資 有 価 証 券 売 却 益	18,302
特 別 損 失	15,599
固 定 資 産 除 却 損	225
特 別 退 職 金	14,342
事 業 所 移 転 費 用	1,031
税 引 前 当 期 純 利 益	50,979
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,595
法 人 税 等 還 付 額	△0
法 人 税 等 調 整 額	△228
法 人 税 等 合 計	19,367
当 期 純 利 益	31,612

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月1日)
(至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合			
当 期 首 残 高	2,381,052	776,560	776,560	19,184	359,367	378,551	△259,841	3,276,323	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△33,182	△33,182		△33,182	
当 期 純 利 益					31,612	31,612		31,612	
自 己 株 式 の 取 得							△738	△738	
利 益 準 備 金 の 積 立				3,318	△3,318	-		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	3,318	△4,888	△1,570	△738	△2,308	
当 期 末 残 高	2,381,052	776,560	776,560	22,502	354,479	376,981	△260,579	3,274,015	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△68,651	△68,651	3,207,671
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△33,182
当 期 純 利 益			31,612
自 己 株 式 の 取 得			△738
利 益 準 備 金 の 積 立			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,517	△12,517	△12,517
当 期 変 動 額 合 計	△12,517	△12,517	△14,825
当 期 末 残 高	△81,169	△81,169	3,192,846

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～49年

構築物 10～20年

機械及び装置 12年

器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,837,203千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	58,983千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	213,551千円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	320,835千円
(5) 貸倒引当金直接控除額	
投資その他の資産	20千円
(6) 受取手形裏書譲渡高	132,396千円
(7) 手形債権流動化による譲渡高	1,300,037千円
(8) 手形債権流動化による受取手形譲渡代金 未収入金	387,916千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高

売上高	78,300千円
仕入高	1,120,211千円
その他の営業取引高	156,236千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株数
普通株式	716,954株	1,857株	－株	718,811株
合計	716,954	1,857	－	718,811

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,857株

V. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債は資産除去債務に係る除去費用であります。

繰延税金資産については、全額評価性引当金を計上しております。

(2) 法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

なお、この税率変更等に伴う影響は軽微であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 当社の親会社および主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要 株主	日本紙通商(株)	東京都 千代田区	1,000,000	卸売業	(被所有) 直接 11.8	商品の仕入	洋紙等の購入	5,326,442	買掛金	2,101,958
	日本紙パルプ 商事(株)	東京都 中央区	16,648,920	卸売業	(被所有) 直接 10.8	商品の仕入	洋紙等の購入	1,729,840	買掛金	563,680

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、決定しております。

(2) 当社の子会社および関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファイビスト オフィス(株)	東京都 台東区	500	卸売業	(所有) 直接 20.0	商品の仕入 役員の兼任 なし	資金の貸付	—	関係会 社貸 長付 金	213,551
							洋紙等の購入	1,139,724	買掛金	143,757
							利息の受取	3,180	—	—
	関東流通(株)	埼玉県 戸田市	480,000	倉庫業	(所有) 直接 100.0	資金の借入 役員の兼任 あり	資金の借入	—	関係会 社借 入金	153,000
							利息の支払	2,262	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

仕入価格の決定は、市場価格および同業競合価格等を勘案し、折衝の上、決定しております。

貸付金および借入金の金利は、市場金利の動向を勘案し、折衝の上、決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 481円24銭

(2) 1株当たり当期純利益 4円76銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月8日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人
代表社員 公認会計士 荒川 栄一 ㊟
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 芦澤 宗孝 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共同紙販ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月8日

株式会社共同紙販ホールディングス
取締役会 御中

永和監査法人

代表社員 公認会計士 荒川 栄一 ㊤
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 芦澤 宗孝 ㊤

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共同紙販ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社共同紙販ホールディングス 監査役会

常勤監査役 坂 本 浩 紀 ㊟
社外監査役 金 子 知 生 ㊟
社外監査役 岡 島 徹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、業務執行の決定を広く取締役に委任することを通じて経営に関する意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款に規定する社外取締役との責任限定契約に関して、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更は各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の規定新設・削除に伴う条数変更のほか、条文見出しの整備等、所要の変更を行うものであります。
- なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
第1章 総 則		第1章 総 則	
第1条 (条文省略)		<u>(商号)</u> 第1条 (現行どおり)	
第2条 (条文省略)		<u>(目的)</u> 第2条 (現行どおり)	
第3条 (条文省略)		<u>(本店の所在地)</u> 第3条 (現行どおり)	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	<u>(機 関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略) 第2章 株 式	<u>(公告方法)</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式
第6条 (条文省略)	<u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 (現行どおり)
第7条 (条文省略)	<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 (現行どおり)
第8条 (条文省略)	<u>(単元株式数)</u> 第8条 (現行どおり)
第9条 (条文省略)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 (現行どおり)
第10条 (条文省略)	<u>(株主名簿管理人)</u> 第10条 (現行どおり)
第11条 (条文省略) 第3章 株主総会	<u>(株式取扱規程)</u> 第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会
第12条 (条文省略)	<u>(招 集)</u> 第12条 (現行どおり)
第13条 (条文省略)	<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第13条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第14条 (条文省略)	<u>(招集権者および議長)</u> 第14条 (現行どおり)
第15条 (条文省略)	<u>(決議方法)</u> 第15条 (現行どおり)
第16条 (条文省略)	<u>(議決権の代理行使)</u> 第16条 (現行どおり)
第17条 (条文省略)	<u>(議事録)</u> 第17条 (現行どおり)
第18条 (条文省略)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役、代表取締役および取締役会	第4章 取締役、代表取締役および取締役会
第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 (新 設)	<u>(員 数)</u> 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	<u>(選任方法)</u> 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	<u>(任 期)</u> 第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>(取締役会の招集手続)</u></p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載また記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	<u>(取締役会の議事録)</u> 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載また記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第27条 (条文省略)	<u>(取締役会規程)</u> 第28条 (現行どおり)
第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	<u>(取締役の報酬等)</u> 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第29条 (条文省略)	<u>(相談役および顧問)</u> 第30条 (現行どおり)
第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	<u>(取締役の責任限定契約)</u> 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	第5章 監査等委員会 (削 除)
第32条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>第39条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第40条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u> 第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第33条 <u>監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第34条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第41条 (条文省略)	<u>(事業年度)</u> 第35条 (現行どおり)
第42条 (条文省略)	<u>(剰余金の配当)</u> 第36条 (現行どおり)
第43条 (条文省略)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第37条 (現行どおり)
第44条 (条文省略)	<u>(配当金の除斥期間)</u> 第38条 (現行どおり)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ぐん じ かつ み 郡 司 勝 美 (昭和29年1月8日生)	昭和58年4月 河内屋紙(株) (現株共同紙販ホールディングス) 入社 平成6年7月 当社常務取締役管理本部長兼総合企画室長兼経理部長兼財務部長 平成13年6月 当社専務取締役管理本部長兼総合企画室長兼財務部長兼電算室長 平成15年6月 当社取締役副社長兼管理本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成20年10月 関東流通(株) (当社子会社) 代表取締役社長 (現任)	71,116株
2	はや かわ みつ あき 早 川 光 明 (昭和27年5月16日生)	昭和51年4月 (株)芳賀洋紙店入社 平成16年6月 はが紙販(株) (現株共同紙販ホールディングス) 取締役洋紙営業本部長 平成18年6月 同社取締役営業本部長 平成20年4月 当社執行役員仕入業務本部長兼営業統括本部長代理 平成20年10月 当社執行役員営業統括本部長 平成21年6月 当社取締役営業統括本部長 平成22年4月 当社取締役全店営業統括 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員全店営業統括 平成28年4月 当社代表取締役専務執行役員東日本営業統括兼本店洋紙本部長兼業務本部長 (現任)	5,091株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ さか もと こう き 坂 本 浩 紀 (昭和29年9月24日生)	平成10年7月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 平成18年6月 当社取締役営業本部長代理兼営業推進部長 平成19年6月 関東流通(株) (当社子会社) 代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員内部統制室長 平成23年6月 当社常勤監査役 (現任)	18,586株
4	き むら すみ や 木 村 純 也 (昭和38年9月30日生)	昭和62年3月 河内屋紙(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 入社 平成20年4月 当社取締役管理企画本部長代理兼人事部長 平成22年4月 当社取締役管理本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任)	12,351株
5	かな や よし の すけ 金 谷 吉 之 助 (昭和29年7月7日生)	昭和52年4月 (株)芳賀洋紙店入社 平成19年6月 はが紙販(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 洋紙営業本部長 平成22年6月 当社取締役執行役員洋紙本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員洋紙本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員西日本営業統括兼大阪支店長 (現任)	2,581株
6	さか い くに お 酒 井 邦 雄 (昭和28年7月5日生)	昭和52年4月 (株)芳賀洋紙店入社 平成19年6月 はが紙販(株) (現(株)共同紙販ホールディングス) 情報用紙営業本部長 平成22年6月 当社取締役執行役員情報用紙本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員情報用紙本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員中部・東北営業統括兼情報用紙本部長 (現任)	2,613株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者郡司勝美氏が代表取締役社長を務めております関東流通(株)との間に営業取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式数には、共同紙販役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かわ また はじめ 川 又 肇 (昭和28年3月26日生)	昭和50年4月 日本紙パルプ商事(株)入社 平成15年12月 同社管理本部企画部長 平成17年7月 同社内部監査室長 平成24年4月 東京産業洋紙(株)入社 平成24年6月 同社取締役総務部長 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	一株
2	かわ しま ひで あき 川 島 英 明 (昭和28年2月5日生)	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) (現任) 平成3年6月 川島法律事務所開設 平成18年6月 当社社外取締役(現任)	一株
3	※ かね き まこと 金 木 誠 (昭和37年8月26日生)	昭和60年4月 十條製紙(株)(現日本製紙(株))入社 平成9年10月 日本製紙(株)海外部シアトル支店調査役 平成16年10月 同社洋紙営業本部印刷・卸商営業部長代理 平成25年4月 同社印刷用紙営業本部印刷用紙二部長 (現任)	一株
4	※ なか やま けい じ 中 山 恵 嗣 (昭和31年5月18日生)	昭和55年4月 (株)マンツネ(現日本紙通商(株))入社 平成21年4月 日本紙通商(株)関西支社紙業部門仕入業務部長 平成23年6月 同社管理本部副本部長兼審査部長 平成26年6月 同社参与管理本部長兼経営企画本部副本部長(現任)	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 川又 肇氏、川島英明氏、金木 誠氏および中山恵嗣氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 川又 肇氏を社外取締役候補者とした理由は、紙業界において長年にわたり管理・監査部門の要職を歴任されており、その豊富な知識と経験を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。
- (2) 川島英明氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識、経験等を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 金木 誠氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の主要株主である日本製紙(株)において営業部門の要職を歴任し、国内外での豊富な実務経験と知見を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (4) 中山恵嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の主要株主である日本紙通商(株)において管理本部長の要職にあり、長年にわたる管理・審査部門での知識と経験を監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 川又 肇氏および川島英明氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって川又 肇氏は1年、川島英明氏は10年となります。
6. 当社は、川又 肇氏および川島英明氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める額であります。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、金木 誠氏および中山恵嗣氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、川又 肇氏および川島英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、平成26年6月27日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション13百万円以内（社外取締役を除く。）とご承認いただいておりますが、現在は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額150百万円以内、株式報酬型ストックオプション13百万円以内（社外取締役を除く。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、職務と責任を考慮し、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 「Room 4」
電話 (03) 3548-3770



(交 通) 「日本橋駅」 A7出口 直結
(東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口徒歩8分
(JR線・丸ノ内線)



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。